

発議第3号

後期高齢者医療保険料の大幅な負担増抑制に向けた財政措置及び
運営に関する意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出したいので、瀬戸内市議会会議規則
(平成16年瀬戸内市議会規則第1号)第14条第2項の規定により提出します。

令和8年3月19日 提出

瀬戸内市議会議長 小野田 光 様

提出者 環境福祉常任委員長 川勝 浩子

(提案理由)

令和8年2月19日開会の岡山県後期高齢者医療広域連合議会において、令和8・9年度の後期高齢者医療保険料を一人当たり年平均約1万8千円の増額案が提案された。

長引く物価高騰に加え、後期高齢者医療保険料の大幅増額は高齢者の生活に深刻な影響を及ぼすこととなる。そして、受診控えによる重症化を招き、かえって医療費支出の増大などが予想されるため、県に後期高齢者医療保険料増額を抑制する取組を強く求めるものである。

後期高齢者医療保険料の大幅な負担増抑制に向けた財政措置 及び運営に関する意見書（案）

令和8年2月19日開会の岡山県後期高齢者医療広域連合議会において、令和8・9年度の後期高齢者医療保険料を一人当たり年平均約1万8千円増額する大幅な増額案が提案された。

長引く物価高騰に加えて、一人当たり年平均約1万8千円もの増額となれば、高齢者の生活に深刻な影響を及ぼすこととなる。また、受診控えがおこれば重症化することで、かえって医療費支出の増大につながるものが想定される。そうなれば、後年度の保険料のさらなる高額化は避けられない。

今後も含め、後期高齢者医療保険料の増額を防ぐために、次について強く求める。

1. 令和2・3年度の保険料改定以降、4・5年度、6・7年度と3期にわたって保険料抑制財源として、それぞれ10億円の財政安定化基金の活用を前提とした保険料算出に県が同意してきた経緯や、高齢者の医療の確保に関する法律も保険料高騰対策に財政安定化基金の活用を認めていること、この財政安定化基金の原資の3分の1が被保険者の保険料を財源として広域連合から拠出されたものであることを十分に考慮いただき、急激な保険料の大幅負担増を抑制するために、財政安定化基金を活用していただきたい。
2. 財政安定化基金を活用されたとしても、後期高齢者医療保険会計の財政運営は大変厳しい状況にあり、後年度の保険料の更なる負担増が避けられない状況にあるが、これは国における財政支援等の制度設計による結果である。
県においては、国に対して、後期高齢者医療制度が持続可能で安定した保険財政運営ができ、かつ、保険料の上昇にならないよう、直ちに定率国庫負担割合及び、財政安定化基金の国の拠出割合を増加し、国の財政支援を拡充することを求めている。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

岡山県瀬戸内市議会

岡山県知事 伊原木 隆太 様